

広島県告示第四百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市本郷町船木地内					
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
	区域の表示	区域の表示及び法				
菅（三二一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅（三二一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
片側二号（三二二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片側二号（三二二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
亀津（三三一五―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	亀津（三三一五―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
亀津（三三一五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	亀津（三三一五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
亀津（三三一五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	亀津（三三一五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
亀津（三三一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	亀津（三三一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
免開（三三一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	免開（三三一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
花園（三三一二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	花園（三三一二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
花園（三三一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	花園（三三一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
鷲谷（三二九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鷲谷（三二九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
						区域の表示及び法
						第九条第二項に規
						定する土砂災害警
						戒区域等における
						土砂災害防止対策
						の推進に関する法
						律施行令（平成十
						三年政令第八十四
						号）で定める事項

菅(三二一 八一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	菅(三二一 八一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
佐用二号(三二一九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	佐用二号(三二一九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
佐用(三二二〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	佐用(三二二〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大門(三二二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大門(三二二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本郷田(三二二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本郷田(三二二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本郷田(三二二六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本郷田(三二二六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本郷田(三二二六―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本郷田(三二二六―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本郷田(三二二六―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本郷田(三二二六―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本郷田(三二二六―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本郷田(三二二六―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本郷田(三二二六―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本郷田(三二二六―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
上免開(三二二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	上免開(三二二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
上免開(三二二七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	上免開(三二二七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
養老三号(五三四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	養老三号(五三四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
養老(六四七二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	養老(六四七二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
養老(六四七二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	養老(六四七二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
養老(六四七二―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	養老(六四七二―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中之谷二号(六六三〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中之谷二号(六六三〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

片側二号（ 六六三二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	片側二号（ 六六三二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
片側二号（ 六六三一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	片側二号（ 六六三一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
片側三号（ 六六三二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	片側三号（ 六六三二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
二本木（六 六三三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	二本木（六 六三三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東郷原（二 三一九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東郷原（二 三一九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
北郷原（二 三二〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	北郷原（二 三二〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
奥の坊（二 三二七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	奥の坊（二 三二七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広国（二三 三〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広国（二三 三〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
三反田（二 三三一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	三反田（二 三三一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
堂帳二号（ 二三三六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	堂帳二号（ 二三三六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
養老二号（ 二三三九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	養老二号（ 二三三九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西矢原（二 三四四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西矢原（二 三四四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
山根（二三 四六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	山根（二三 四六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
三宅（二三 四七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	三宅（二三 四七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東藤附（二 三五三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東藤附（二 三五三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下畑（二三 五四―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下畑（二三 五四―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
九渡瀬（二 三五六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	九渡瀬（二 三五六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

平坂川(五〇五八隣a) 一	土石流	次の図のとおり	平坂川(五〇五八隣a) 一	土石流	次の図のとおり
平坂川(五〇五八隣a) 一	土石流	次の図のとおり	平坂川(五〇五八隣a) 一	土石流	次の図のとおり
平坂川(五〇五八隣b)	土石流	次の図のとおり	平坂川(五〇五八隣c) 一	土石流	次の図のとおり
平坂川(五〇五八隣c)	土石流	次の図のとおり			
平坂川(五〇五八隣d)	土石流	次の図のとおり	平坂川(五〇五八隣d)	土石流	次の図のとおり
駒原川(五〇五一隣)	土石流	次の図のとおり	駒原川(五〇五一隣)	土石流	次の図のとおり
沼田川支川(七八五八隣)	土石流	次の図のとおり	沼田川支川(七八五八隣)	土石流	次の図のとおり
金売川支川(七八六二)	土石流	次の図のとおり	金売川支川(七八六二)	土石流	次の図のとおり
金売川支川(七八六二)	土石流	次の図のとおり			
金売川支川(七八六二隣)	土石流	次の図のとおり	金売川支川(七八六二隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。